

令和元年度第2回浜松市母子保健推進会議 会議録

- 1 開催日時 令和2年2月20日 午後1時30分から午後3時
- 2 開催場所 浜松市口腔保健医療センター 講座室
- 3 出席状況 委員 石井 廣重、伊東 宏晃、鹿野 共暁、神崎 江利子、
齋藤 由美、田口 宏、西村 満、野田 昌代、森園 直美
事務局 新村 隆弘（医療担当部長）、板倉 称（健康福祉部医監）、
小山 東男（健康増進課長）、坂本 友紀（健康福祉部副参事）、
平野 由利子（健康増進課長補佐）、健康増進課職員2名、
子育て支援課職員2名
欠席委員 大木 茂
- 4 傍聴者 3人
- 5 議事内容
(1) 令和元年度（上半期）浜松市母子保健事業実績報告
(2) 令和元年度（上半期）浜松市児童福祉事業実績報告
(3) 令和2年度母子保健事業の取り組み
(4) 子宮頸がん予防ワクチンについて
- 6 会議録作成者 健康増進課母子グループ 平野 聖枝
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 ・無

8 会議記録

1 定刻の午後1時30分に開会し、事務局から資料の確認、委員の出席数の報告、情報公開の確認、報道機関の取材と傍聴者の了承を得た。

2 議事

【会長】お忙しい中、集まってくださり、ありがとうございました。議題4について、素晴らしい会議になると思います。それでは、令和元年度上半期浜松市母子保健事業実績報告を事務局からお願いします。

【事務局】健康増進課母子グループの鈴木由紀子でございます。よろしくお願いいたします。

令和元年度上半期母子保健事業の実施報告に入らせていただきます。資料1ページをご覧ください。妊娠期健康講座事業の「未来のパパママ講座」ですが、年度後半に実績は伸びる予定です。

「母子相談事業」のうち、はままつ女性の健康相談においては、今年度から不妊相談を開始し、周知を始めました。実績は後ほど、報告いたします。全体を通して、ほぼ計画どおり事業が開催され、思春期から妊産婦、乳幼児やその保護者に対して支援を進めました。

2ページをご覧ください。妊産婦関係です。母子健康手帳交付は、妊娠期からの支援開始の機会です。今年度4月からは、「はますくプラン」を配付し、妊娠中から産後の見通しをもって生活できるよう支援に努めています。令和元年度上半期の妊娠届出数は2,804人です。妊娠中から継続支援が必要であると判断した、ハイリスク妊婦は14.5%（411人）です。表2のハイリスク妊婦と判断した要因では、メンタルや養育支援が多い傾向ですが、育児支援者がいない以降の表の割合が増加しており、社会的支援が必要な妊婦が増えていて多問題を抱えていると考えられ、支援には庁内の福祉担当課や産科をはじめとする関係機関と連携していく重要性を実感しています。また、多胎妊婦については妊娠中から支援を行う必要があると考え、当事者団体のしずおか多胎ネットと連携して、団体が主催する多胎プレパパママ教室の紹介や多胎の子育て情報の記載された冊子などを4月からも母子健康手帳交付時などに配付して情報提供するなど支援に努めております。

4ページをご覧ください。表6の妊婦健診は、一部公費負担による妊婦健診、妊婦歯科健診の状況であり例年どおり実施しております。妊婦歯科健診の受診率は43.4%でした。今後、妊婦の歯科受診の実情把握に努めたいと思います。表7は浜松市独自の多胎に対する支援策としていますが、今後も多胎受診券の活用が進むよう、先の多胎家庭への取り組みと合わせ、多胎家庭への支援に努めてまいりたいと思います。

5ページをご覧ください。産婦健康診査は、産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、委託している産婦人科や助産所において、産後2週間及び産後1か月に行う産婦健康診査について、受診票を交付して公費負担を行なっています。産婦健康診査の結果は表8のとおりです。産婦健診で要支援とされた方について、第1回、第2回併せて実人数379人です。産婦健診後に専門機関に紹介となった方が11人です。同時に保健師にも支援依頼があり、継続支援をしております。前回、7月の第1回浜松市母子保健推進会議で、産婦健診後に精神科受診が必要となった場合の

つなぎについて、難しい現状があるとご指摘いただきました。今後は、産科医療機関の実情を把握しながら、課題を明確にして調整を進めていければと考えております。

次に、6ページをご覧ください。冒頭にもご説明しましたように、4月からはまつ女性の健康相談で助産師による一般的な不妊相談を開始しました。表11をご覧ください。女性の健康相談のうち、不妊に関する相談は10件です。まだまだ少ない状況ですので、今後も効果的な不妊相談のチラシの配布先の検討、市のホームページへの記載の工夫などを行ってまいりたいと思います。

7ページ以降は乳幼児健康診査の状況です。受診率は表12のとおり、いずれも90%以上の受診率となっています。引き続き、受診勧奨と未受診対策を進めてまいります。

9ページ表20、表21は1歳6か月児健康診査事後者の内訳です。健診結果により、継続支援を必要とする割合は31.9%でした。1歳6か月児健診は、こんにちは赤ちゃん訪問後に保健師等が直接全数の母子に面談できる貴重な機会と考えておりますので、疾病等のスクリーニングに加えて、子育て支援を行う機会として取り組んで参りたいと思います。

10ページの表24をご覧ください。上半期の3歳児歯科健診の受診率は57.1%でした。例年下半期に受診者が増える傾向にはなっておりますが、引き続き、様々な保健事業での受診勧奨と未受診者勧奨に努めてまいります。

11ページ、表26、表27をご覧ください。乳幼児健診における保護者の虐待に関する設問の回答状況です。4か月児健診で表26の項目にチェックされていた児の保護者には保健師から家庭に連絡して養育状況の確認を行い、必要に応じて家庭訪問して支援をしています。上半期に受診した2,892人のうち、表26の項目にチェックのあった126人を対象に連絡をしております。そのうち、3割は健診以前から支援が必要と把握をしていた方でした。

12ページをご覧ください。令和元年度上半期の出生数は2,964人です。こんにちは赤ちゃん訪問の令和元年度上半期の実施率は96.5%、継続支援者の割合は19.4%でした。産婦健診で依頼があった場合には、引き続き速やかに赤ちゃん訪問として介入していきたいと思っております。

13ページは予防接種関係です。子宮頸がん予防ワクチンの取り組みについて、後ほどの議題でご説明させていただきます。

15ページ、16ページは不妊治療費助成の申請状況を報告しております。先ほどからの今年度からの不妊相談をはじめ、不妊治療費助成だけでなく、相談支援を進め、産みやすい環境づくりに努めてまいります。以上、令和元年度上半期母子保健事業実績報告です。

【会長】ありがとうございました。ご意見、お願いします。南区で1歳6か月児健康診査に比べ、3歳児健康診査の受診率が落ちていますが、理由はわかりますか。

【事務局】南区は以前は3歳児健康診査の受診率がもう少し低かったように思います。外国人が多いなど、区の特性もありますが、その中で南区独自の取り組みとして、3歳10か月での未受診勧奨の前に受診勧奨するなど受診率向上に取り組んでいます。

【会長】こんにちは赤ちゃん訪問については実施率も高く、素晴らしい。努力していると思います。妊婦歯科健診の受診率は悪いですね。アイデアはないでしょうか。よろしいでしょうか。続きまして令和元年度上半期浜松市児童福祉事業実績報告をお願いします。

【事務局】子育て支援課でございます。それでは、令和元年度上半期浜松市児童福祉事業の実績報告をします。母子保健事業と連動している主な児童福祉事業を報告します。

資料の 17 ページをご覧ください。1 の子育て支援ひろば事業です。子育て支援ひろばは、妊婦や概ね 3 歳未満の乳幼児を育てている親子が気軽に立ち寄ることができる場所です。ここでは、安心して子育てができる環境を整備することで、地域の子育て支援の充実を図っています。また、地域の実情に応じて、きめ細やかな支援として、加算事業を実施しています。親子が気軽に利用できるような温かい雰囲気づくりと身近な相談相手として、親子に寄り添う地域の支援の場となるよう努めています。表 40 子育て支援ひろばの実施状況をご覧ください。令和元年度上半期の会場数は 25 か所です。参加延べ人数は（表の右下）102,888 人でした。また、1 日の平均参加組数は 15.9 組であり、ほぼ前年度同様です。

続きまして 18 ページをご覧ください。2. 産後ケア事業です。産後ケア事業は、産後の新しい生活を安心してスタートできるように支援を行うものです。今年度はサービス内容を拡充し、従来の宿泊型とデイサービス型（一日タイプ）に加え、デイサービス型（短時間タイプ）と訪問型のサービスを追加し、対象者の希望や状況に応じて実施しています。表 41 利用件数をご覧ください。令和元年度上半期の実件数は、宿泊型 51 件、デイサービスの 1 日タイプ 16 件、短時間タイプ 264 件、訪問型 51 件でした。また、表 42 の利用後の継続支援の状況をご覧ください。要継続件数とは院内で継続したケースと母子保健につなげたケースを合計した件数になります。宿泊型、デイサービス型 1 日タイプの要継続率は 30%を超えています。こちらを利用する方は支援者が近くにおらずレスパイトを望む方や育児手技が未熟でサポートが必要な方の割合が多いのが特徴です。また、デイサービスの短時間と訪問型は、乳房ケア等の心身のケアを希望する方が多く、少しサポートすることでセルフケア能力の向上により前向きになる方が多いのが特徴です。引き続き、支援を必要とする方がサービスを利用できるよう、今後も事業周知に努めたいと考えます。

続きまして 19 ページの 3. はますくヘルパー利用事業です。はますくヘルパー利用事業は、妊娠中又は出産後 1 年未満の時期に、育児支援ヘルパーを家庭に派遣し相談支援を行うものです。表 43 をご覧ください。令和元年度上半期の新規登録者数は 154 人でした。そのうち、多胎、未熟児医療対象児を養育している方が 10 人となっております。通常、合計利用可能時間が 50 時間に対して、多胎、未熟児医療対象児のお子さんを養育している場合は 100 時間利用することが可能となります。妊娠中に登録申請をしておくことで、出産後の支援にスムーズにつながりやすくなり、育児についての不安や生活上の困りごとについてサポートすることにより、予防的支援としての役割を担えるように努めてまいりたいと考えています。

続きまして、20 ページの 4. 養育支援訪問事業です。養育支援訪問事業とは、支援が特に必要であると判断された家庭に訪問し、養育に関する指導・助言を行い、適切な養育の実施を確保することを目的としています。養育支援訪問事業には、専門的な相談支援を行う養育支援訪問員と家事・育児の援助を行う養育支援ヘルパーがあります。令和元年度は 32 名の助産師、保育士等の資格をもつ養育支援訪問員が登録しています。また、養育支援ヘルパーは 2 事業所で実施しています。養育支援が必要な家庭に対して、養育環境の改善、養育者の育児不安の解消、養育技術の

提供の充実を図ることができました。今後も児童虐待の発生予防や深刻化を予防することに努めてまいりたいと考えています。表 45 をご覧ください。養育支援訪問員による訪問件数ですが、令和元年度上半期の訪問実件数は 24 件、訪問回数の延べは 233 回です。支援対象区分は表 46 のとおりです。続いて、表 47 をご覧ください。養育支援ヘルパーによる令和元年度上半期の訪問実件数は 4 件、訪問回数の延べは 30 回です。昨年度より訪問回数が増えた理由としては、在宅支援をサポートするにあたり、定期的な頻度で養育支援ヘルパーの導入が必要なケースであったことが伺えます。

21 ページをご覧ください。5. 発達支援広場事業です。発達支援広場は、1 歳 6 か月児健康診査等で発達障害の疑われるお子さんとその保護者を対象に、適切な働きかけができるように支援する事業です。この発達支援広場には保健センターで行うセンター型と発達医療総合福祉センターや根洗学園などの施設で行う施設型があります。センター型は 7 会場、施設型は 3 会場です。表 49 のセンター型の参加状況をご覧ください。令和元年度上半期の参加児数の実数は 292 人、参加延べ人数 2,152 人です。表 50 施設型の参加状況をご覧ください。令和元年度上半期の参加児の実数は 162 人、参加延べ人数 1,538 人です。親子に見合った支援を積み重ね、親子にとって適切な支援機関につなげることができるように地区の担当保健師と連携・協働しながら、子どもの発達や親の想いに寄り添う丁寧な支援に努めていきたいと考えております。

22 ページをご覧ください。6. 発達障害者支援センター事業です。発達障害者支援センター「ルピロ」は、発達障害やその疑いのある子どもとその家族等の相談に応じ、適切な情報提供や関係機関の紹介などを行っています。また講演会などで啓発を図ることを行いながら総合的な支援を行っています。表 51 相談延件数をご覧ください。令和元年度上半期の相談件数は延べ 2,661 件でした。次に表 52 相談者の年齢構成の実人数をご覧ください。令和元年度上半期の実件数は（表の右下）909 人でした。乳幼児期の割合が 24.8%と低くなっていますが、子育て支援ひろば事業、発達支援広場事業、個別相談、巡回相談支援等のあらゆる手段で相談体制が充実しているためと考えられます。巡回相談支援も幼稚園からの依頼が、前年は全園の 3 割、今年度は 4 割、135 回に増えてきています。

今後も、講演会等の啓発と関係機関に対する技術的支援の両面による総合支援に努めてまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。産後ケア事業の助成金が 1 万 5 千円になって、どうですかね。

【事務局】一昨年に 1 万 5 千円になったこと、また、新しいタイプのデイサービス型（短時間）や訪問型を設けたことで利用者数が増えた要因になっていると思います。

【会長】産後ケア事業に関する意見は聞けていますか。

【事務局】利用した方からレスパイトで利用できよかったという意見や緊急で短時間利用できよかったという意見を聞いています。

【委員】訪問型の数は平日の日中のみです。私たち助産師が緊急で呼ばれる数は何倍もあります。スタートとしては良かったと思いますが、土日、夜間の緊急で対応する訪問についてはこの数に含まれていません。

【会長】マイナンバー登録は産後ケアには使えないのでしょうか。母子健康手帳交付時にマイナンバーを記載し、届け出をしていると思いますが、その時の登録が何のための登録か。

【事務局】現時点では、産後ケア事業に関して、マイナンバーを活用できる仕組みになっていません。産後ケア事業が緊急の時にすぐに対応できないことは課題であり、検討していきたいと思っています。

【会長】よろしいでしょうか。次は、令和2年度母子保健事業の取り組みについてお願いします。

【事務局】23 ページをご覧ください。1. 母子保健情報の利活用についてです。(1) 趣旨と、次ページの参考資料のとおり、令和2年6月よりマイナンバーを活用した乳幼児健診等の情報連携の開始が予定されております。具体的にはマイナンバーカードを所持している方がそれにより自分の健診履歴を国のマイナポータルサイトで一貫して確認できるようになるとともに、転居時に自治体間で情報がひきつがれるようになります。そのため、国から求められている情報連携項目を精査した結果、1歳6か月児健診で胸囲測定値を把握する必要が生じたので、対応できるよう調整を進めてまいります。

次に、2. 妊娠期健康講座事業の見直しについてです。妊娠期にはこれまで、初妊婦対象のハッピーマタニティ教室と、夫婦対象のはじめてのパパママレッスンを実施してきました。現在、ハッピーマタニティ教室参加者の8割がはじめてのパパママレッスンにも重複参加していることや、医療機関の妊婦教室の充実、子育て支援課の実施している子育て支援広場での助産師による相談等を通じて出産や育児のイメージをもつことができる妊婦支援の日など、妊婦を対象とした社会資源の充実が図られてきていることから、ハッピーマタニティ教室を廃止して、夫婦で参加するはじめてのパパママレッスンを見直して実施するよう考えております。現在、はじめてのパパママレッスンは初妊婦の約3割が参加しておりますが、もっと多くの方が参加できるよう、対象週数と開催曜日の見直しを行うと共に、少子化等により、親になるイメージを持ちにくい現状がありますので、妊娠中から親になるイメージをもって出産を迎えていただくきっかけとなるように、夫婦での話し合いを中心とした内容に見直しを考えております。

3. 妊娠期から子育て期までの相談窓口の周知についてですが、妊産婦及び乳幼児を持つ保護者が相談しやすくなるよう、各区健康づくり課が妊娠中から子育て期までいつでも相談できる場所であることについて周知を進めてまいりたいと思います。

まず、1つとして、机に置かせていただきました「地区担当保健師ネームカード」の配付です。4月から、ハイリスク妊婦や赤ちゃん訪問後などの継続支援者に対して、保健師が面談時に渡し、母子健康手帳カバーのポケット等に入れて活用するよう促していきたいと思っています。担当する保健師の連絡先を明確に伝えることにより、相談する保健師や相談先が明確になり相談しやすい関係づくりにつなげてまいりたいと思います。

また、集団健診での相談窓口の周知として、1歳6か月健康診査及び3歳児健康診査（集団健診）時に、はますくプランや健診リーフレット等を用いて、各区健康づくり課が育児などの相談窓口であることを周知し、幼児期にも相談しやすい体制づくりを行ってまいりたい

と思います。

最後に、4. 産後ケア事業の事業移管についてです。現在、産後ケア事業は子育て支援課で実施しておりますが、母子保健事業との一体的実施により支援体制の充実を図り、妊娠期から出産後までの切れ目ない支援を推進するため、4月から健康増進課で実施してまいります。

【会長】ありがとうございます。マイナンバーの情報は個人情報で、管理をしっかりしてほしいのですが、情報はどこで管理されていますか。

【事務局】市の情報政策課の中間サーバーから国のサーバーにつながっています。

【会長】病気の情報も入りますか。

【事務局】細かい病名は入りません。

【会長】700gで産まれたとかは、いかがですか。

【事務局】出生体重などは入ります。

【会長】セキュリティーをしっかりしてもらわないと。私個人のものでも銀行など複数のところにマイナンバーを教えてください。セキュリティー管理は国が責任を持つのか、市町なのか、どうい感じで構築されていますか。浜松市はどうですか。

【事務局】マイナンバー情報連携のセキュリティーについては国から示されています。浜松市の情報政策課は政令市の中でもセキュリティーは高いので、心配はないと思います。

【会長】浜松市だけでなく、他市で情報のセキュリティーを破られた場合に影響が出るかもしれません。他にご意見は。

【委員】毎回、子育て支援広場の周知をお願いしています。ハッピーマタニティ教室がなくなる予定であり、母親同士のつながりがなくなってきており、地域で子育てのグループを作るのは難しくなっています。子育て支援広場が市内25か所にありますが、妊婦がほとんど来ません。全く来ない日もあり、もったいないと思っています。是非、ここにつなげてほしい。仕事に就いている人は育休に入ってからでもいいので1回は顔を出してほしい。歯科健診でも声をかけてほしい。地域に子育て支援広場があることを言ってほしいです。

【会長】はますくファイルにもQRコードが出ているのですよね。

【委員】出ています。でも妊婦の意識が低いと思います。妊娠中期（20週前後）に妊婦と関わりが持てたら、そこで伝えられると思います。社会資源の紹介や利用勧奨です。妊婦支援の必要性について、アセスメントし直すことも必要です。妊娠がわかった時には入籍予定と言っている、シングルのまま出産に至ることもあります。この人にはこれが必要という紹介をしないと。前向きな人は自分で調べますが、ほとんどの人は生活に追われて調べることもしません。妊娠中に2回面接できると良いと思います。出生数が減っているのですから、食い止めるために丁寧に対応していかないといけないと思っています。妊婦健診の受診票綴りを前半、後半の2回に分け、2回来てもらえば良いと思います。

【会長】検討してください。

【事務局】いろいろな自治体での工夫、政令市の取り組みを把握しながら、浜松市でできることを考えたいと思います。ハッピーマタニティ教室は廃止しますが、はじめてのパパママレッスン

の案内チラシの裏には子育て支援広場の妊婦支援の案内を今後掲載し、子育て支援ひろばの妊婦支援につなげたいと思います。

【会長】出生数の減り方は恐ろしい、また、減るんですね。今年度の出生数は5,600人ぐらいの予定ですね。4年前は7,000人ぐらいあったので、減り方がすごいと思います。

【委員】不妊の支援について、さらっと報告されたのですが、平成30年度の補助金助成件数が約1,100余件で、妊娠届出率が約50%。残りの50%の方が妊娠していたら500~600人が増えます。そんなに簡単な話ではないと思いますが、5歳上がると妊娠率がかなり下がるため、30代前半までの方にその実際をリアルに知ってもらうこと、周知は必要だと思いました。

【委員】不妊治療でもなかなか妊娠はしません。若い方はそれなりに妊娠しますが、30代後半になると、なかなか結果がでないことが多いです。

【委員】啓発をお願いします。

【事務局】資料の1ページをご覧ください。依頼を受けた高校の性教育では、妊娠、出産について保健師が話をしています。未来のパパママ講座は高校卒業以降の青年期の方を対象としていて、同様に話をしています。適切な時期の妊娠、出産について若い世代に知ってもらい、将来のプランニングできると良いと思っており、来年度、もう少し早い時期からということで思春期教室でも触れていく機会をもっていきたいと思います。

【委員】出生率のことですが、健康に育てられる年代の支援、保育園に入れることができるか、社会生活、ここがあれば育てられるなどの対策がないと難しいと思います。

【委員】日本、全国で中絶が15万人ぐらいあります。お金がなく中絶に至ることが多いです。他の自治体で出産するとお金が出るところもあります。中絶を減らしてほしいです。

【会長】担当が違うかもしれませんが、この会でできることはありますか。

【事務局】社会で産みやすい環境を作る、産む気持ちにさせていくことは必要で、出生数を施策に活かしていないことが課題の1つでもあります。小さい市町では産んだ数に応じてお金を出しているところもあります。施策検討の余地はあると思いますが、まだ検討されていません。市の政策としてどう反映していったらいいのかを受け止めたいと思います。

【会長】時間ですので、そろそろ子宮頸がん予防ワクチンについてお願いします。

【事務局】25ページをご覧ください。子宮頸がん予防ワクチンの現状と、今後の市の取り組みについてご説明いたします。

「1 HPVワクチン」についてでございますが、定期接種の対象者は小学校6年生から高校1年生の女子であり、標準的な接種年齢は中学1年生となります。接種回数は3回、使用ワクチンは「サーバリックス」と「ガーダシル」の2種類がございます。

次に、「2 経緯」としましてHPVワクチンは、平成22年11月に国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」として実施され、平成25年4月から予防接種法に基づく定期予防接種に位置付けられました。しかし、厚生労働省の審議会において「接種後にワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛の発生頻度などがより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」とされ、平成25年6月14日付厚生労働省健康

局通知により積極的勧奨差控えとなりました。

「3 浜松市の接種率」でございますが、表の年度別接種率のとおり、平成 25 年度に積極的勧奨を差し控えたことから接種率は減少しております。

「4 制度周知の状況」につきましては、HPVワクチンも含めた予防接種の制度について、「子育て情報サイト ぴっぴ」への掲載や、予防接種制度についてのチラシを作成し、出生届出時などで配布しております。また、市内中学 2 年生に実施している「思春期教室」において、テキストへ子宮頸がん予防ワクチンの情報を記載しています。

「5 副反応追跡調査結果」は厚生労働省の「副反応検討部会」にて報告され、調査結果については 26 ページをご覧ください。副反応疑い報告があった 2, 584 人のうち、把握できた 1, 739 人の中で「③未回復の者」は 186 人で、把握できた者の 10.7%ございました。

次に「6 予防接種健康被害救済制度認定者数」でございます。令和元年 12 月末現在におきまして、HPVワクチンは認定者総数が 28 人であり、うち「医療費・医療手当」の給付が 26 人、「障害年金」の給付は 2 人となっております。

「7 政令市における個別通知等の状況」ですが、令和元年 10 月に各政令市に対し HPV ワクチンの個別周知などの状況について調査を行ったところ、制度周知も含め個別周知を行っている市はなく、任意接種に対する公費助成を行う予定の市もございませんでした。

「8 他自治体の取り組み」につきましては、東京都を含む九都県市首脳会議において「HPV ワクチンの定期接種について」の要望書を国へ提出し、また、岡山県などにおいては、HPV の個別周知を独自に行っております。

27 ページをご覧ください。九都県市首脳会議において、千葉市の提案により「HPV ワクチンについて、科学的根拠に基づいた検討を更に推進し、国民に対して適切な情報を早急に提供すること。」「今後の取り扱いについて速やかに結論を示すこと。」の 2 点の要望書を提出しております。

29 ページをご覧ください。岡山県など独自で取り組みを行っている自治体を取りまとめた表となります。岡山県については、県独自のリーフレットを作成し、小学 6 年生から高校 1 年生までの定期接種の対象者に対し配布しております。

ただし、備考に記載してございますがリーフレット配布後に「HPV ワクチン薬害訴訟全国弁護団」から岡山県知事に対して、内容修正などの申入書が提出されています。

その他自治体においても、姫路市及びいすみ市は独自のリーフレットを作成し、八戸市は厚生労働省のリーフレットを対象者に配布しております。

26 ページにお戻りください。今後の市の取り組みでございます。「9 リーフレットの個別配布について」ですが、接種対象者とその保護者に対し、HPV ワクチンについての制度周知のため、令和 2 年度から小学 6 年生及び中学 3 年生の女子に対し、厚生労働省が作成したリーフレットの送付について検討いたします。

送付時期につきましては、令和 2 年 1 月 31 日に開催された国の「副反応検討部会」において、ワクチンの子宮頸がんに対する予防効果など、より分かりやすいリーフレットとするため、記載内容を見直しリーフレットを改訂することから、改訂時期を確認したうえで、改訂後のリーフレ

ットを対象者に対し配布していきたいと思います。説明は以上となります。

【会長】これは新年度対象に配付でよろしいでしょうか。

【事務局】そうです。

【会長】素晴らしい。日本で5番目になります。ご意見ありますか。大きな一歩だと思います。議事録に記載してください。個別配付ですね。この会で議決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。全会一致で採択です。他にご意見はありますか。

【委員】はじめてのパパママレッスンについてですが、経産婦さんで育児に困っている人も多い。初産、継産と分けずにやるとか、できれば夫婦の参加も。

【事務局】ありがとうございます。来年度はまず、モデル的に両親学級の見直しをしますので、その状況を見た上で今後見直しを考えたいと思います。

【委員】浜松市でコロナ疑いの人はいるのでしょうか。日本産科婦人科学会では令和2年2月6日にコロナウイルス感染が確定し発熱を認める褥婦に対し、授乳を控えるように指導する、解熱後3日までは感染力があると判断、という文書を出しています。WHOではそのようなことは言っていないのですが。

【会長】また、他の先生にも聞いてみますね。では、事務局からお願いします。

【事務局】1点、ご相談させていただきたいと思います。前回、7月に開催いたしました令和元年度第1回浜松市母子保健推進会議で、委員から「産婦健康診査受診後の精神科受診の件で、精神科医師にもこの会議に出席してもらってはどうか」というご意見をいただきました。この会議の要綱の委員の定めによりますと、委員以外にオブザーバーを置くことができるとなっております。今後、委員以外の専門の方からのご意見が必要となった際、その議題の時に、委員のご了解の元、オブザーバーとしてご出席いただくことも考えていくかどうか、委員の先生方のご意見をお伺いしたいと思います。宜しくお願い致します。

【会長】素晴らしい提案ですね。医師会に相談して進めてもらいたいと思っています。ご意見がありますか。反対とかいう方はいませんよね。例えば次回からお呼びすることは可能でしょうか。令和2年度の初回の時にオブザーバーに来てもらうことは難しいでしょうか。医師会がすぐに推薦してくれればいいのですが。

【事務局】次年度の会議は7月を予定しているので、それまでに調整できればと思っています。

【会長】こちらから提案してもよろしいですか。

【委員】妊婦の精神疾患、産後うつにより、精神科に受診してもらいたくてもどこも初診を断られます。妊娠前から元もと受診していた方はいいのですが。どういう手続きをとったら受診できるのか、妊産婦の受診について、我々の困っていることを聞いていただくだけでもいいと思っています。

【事務局】ありがとうございます。今後、調整したいと思います。

【事務局】本日は熱心なご検討、ありがとうございます。一步一步だと思いますが、先生方のご意見を進めていきたいと思っています。現委員の任期は、本年度までとなっております。この2年間におきまして、委員の皆様方には浜松市の母子保健の推進に多大なご貢献をいた

だき、この場をお借りし、お礼申し上げます。今後におきましても、母子保健の推進のため、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

【事務局】 それでは、次回、令和2年度の推進会議の開催でございますが、7月を予定しております。なお、会議の開催日が決まりましたら、ご推薦いただきました委員の皆様には改めてご案内をさしあげます。また、委員の推薦につきましては、近日中に各所属先へ依頼させていただきますので、よろしく願いいたします。浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針に基づき、次回から任期が3年になります。

【会長】 それでは、以上をもちまして、令和元年度第2回浜松市母子保健推進会議を閉会します。ありがとうございました。